

第4章 感染症対策

本市における種々の感染症対策については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」などの個々の法律に基づいて実施されています。

感染症の最近の特徴としては、ベトナム・中国等での重症急性呼吸器症候群（SARS）の発生や鳥インフルエンザの侵入などの新興感染症の出現などがあげられます。エイズ予防対策については、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」をふまえ、無料検査及び予防啓発事業の実施により、感染拡大の防止を図っています。

第1節 感染症

(1) 感染症予防

平成17年度の2類感染症患者発生総数は22人で、前年より13人減少しており、22人のうち17人が海外渡航歴を有していました。重症患者に対し、入院勧告を行うとともに、同行者・接触者の検病調査を行いました。

また、3類感染症である腸管出血性大腸菌感染症につきましては、78人の発生があり、患者・接触者に対する健康指導と健康調査を実施しました。

なお、平成17年度の集団かぜは、平成17年12月13日が初発で、計32施設から報告がありました。閉鎖学級数は77学級、患者数は980人で、平成16年度に比べて少し減少しました。インフルエンザウイルスは、主にA香港型が検出され、一部B型も検出されましたが、Aソ連型は検出されませんでした。

表4-1 2類感染症患者数

年 度	総 数	コレラ	細菌性赤痢	腸チフス	パラチフス
平成15年度	27	-	16	4	7
平成16年度	35	5	22	4	4
平成17年度	22	3	13	3	3

表4-2 3類感染症（腸管出血性大腸菌感染症）患者数

年 度	総 数	症状別内訳		菌型別内訳			
		有症者	無症者	O157	O26	その他（O44～O146）	不 明
平成15年度	502	57	445	38	455	9	-
平成16年度	79	57	22	63	11	3	2
平成17年度	79	56	22	56	13	8	1

表4-3 集団かぜ発生状況

年 度	施設数	学級数	欠席者数
平成15年度	26	68	715
平成16年度	41	665	742
平成17年度	43	687	791

(2) ハンセン病関連

ハンセン病に対する正しい知識の普及に努め、ハンセン病療養所入所者等の福祉の増進を図ることを目的とする「ハンセン病を正しく理解する週間」（平成17年6月19日から25日）の一環として、ハンセン病療養所入所者に対する慰問金を募集しました。 募金額：885,727円

(3)エイズ対策

エイズ感染拡大を未然に防ぎ、患者・感染者が安心して暮らしていけるよう、相談・検査・医療体制の整備及び正しい知識の普及啓発に取り組んでいます。

また、エイズに関する各種の情報や活動の場を提供することを通じてエイズに取り組む市民やボランティア団体の活動を支援する「横浜AIDS市民活動センター」を開設しています。

ア相談・検査・医療体制の整備

市内 18 福祉保健センターで相談・検査（無料・匿名）を実施するほか、夜間（横浜AIDS市民活動センター 火曜）及び土曜日（結核予防会中央健康相談所）でも検査を行っています。

6 福祉保健センター（鶴見・中・南・保土ヶ谷・緑・青葉）夜間検査及び土曜検査については、性感染症（クラミジア）の検査も実施しています。

加えて、土曜検査において、受付から 1 時間程度で結果が分かる HIV 即日検査を平成 17 年 5 月より開始しました。より受けやすい検査体制の整備により、受検者数の増加が図られました。

また、AIDS 診療症例研究会において症例の研究を行うとともに、エイズカウンセラーを医療機関等に派遣してエイズ医療の向上と普及を図っています。

表 4 - 4 事業実績

年 度	相談件数	採血件数	テレフォンサービス	エイズカウンセラー派遣回数
平成 15 年度	5,174	3,097	1,767	576
平成 16 年度	5,253	3,191	1,671	546
平成 17 年度	5,411	3,754	1,934	574

イ正しい知識の普及啓発

各福祉保健センターにおける啓発活動や「世界エイズデーかながわ」への参加、若者、同性愛者、企業向けの啓発キャンペーンの実施を通じ、正しい知識に基づき自ら行動することの大切さや患者・感染者に対する差別偏見をなくすことの重要性を訴えました。

また、「横浜AIDS市民活動センター」において、ニュースレターの発行やインターネットホームページでの情報発信・提供、パネルや書籍の貸出し等の情報提供を行い、NGO、学校などで行われる啓発活動を支援しました。

(4)結核・感染症発生動向調査事業

感染症の流行状況を早期に把握し、的確な予防対策を講ずることを目的とした本事業は、昭和 62 年 1 月からコンピュータ処理を導入するとともに、結核等を含めて対象疾病を拡充し全国的規模で情報をより迅速に収集、解析、還元することでその機能の強化を図っています。

また、「感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律」の施行に伴い、平成 12 年 6 月に定点数を大幅に増やすなど事業の拡充を図りました。

ア結核発生動向調査

患者の発生状況、受療状況等を把握、分析することにより、的確な予防措置を講じ、患者管理の充実を図ることを目的としています。

平成 16 年末の登録者数は、2,497 人でした。

イ感染症発生動向調査

市内 180 か所の患者定点医療機関から受けた感染症情報をまとめ、月 1 回の感染症委員会において解析し、医療機関等への還元を行いました。

また市内 17 医療機関から回収した検体の検査を横浜市衛生研究所で実施しました。

第 2 節 結核

わが国の結核は予防対策の推進や化学療法の進展、公衆衛生及び国民生活の向上等により急速に減少を続けてきましたが、昭和 52 年頃から鈍化傾向にあり、38 年ぶりに増加に転じた平成 9 年以来 3 年連続で増加しましたが、平成 12 年から再び減少傾向にあります。平成 17 年の新規登録患者は全国

で28,319人(本市860人)(どちらも非結核性抗酸菌症を除く)でした。

他に感染させる危険性の高いいわゆるディンジャーグループ(学校、病院、施設等)からの集団感染を疑わせる事例が増加していること、治療の中断による耐性菌の発生の危険等、新たな課題を抱えている状況にあるといえます。

厚生労働省は平成11年7月の「結核緊急事態宣言」で、結核は日本最大の感染症であり、再興感染症と認識し、あらためて国民・関係者に理解と協力を要請しています。健康診断・予防接種等の対策の徹底とともに、今後も市民と医療機関に結核に対する正しい認識を広め、対策の強化を図っていく必要があります。

(1) 定期結核健康診断、予防接種

結核予防法第4条及び第13条の規定に基づき、結核患者の早期発見及び未感染者の発病予防のため、定期の結核健康診断並びに予防接種を実施しました。

結核予防法の改正により、定期健診の対象者等の見直しが行われ、市町村長は高齢者や結核発症率の高い住民層等に対して定期健診を実施することとなりました。本年度は、ホームレス・生活保護受給者等の低所得者や外国人・日本語学校生徒等のハイリスク層に対して、エックス線自動車や福祉保健センター等において、受診の機会を設定しました。

健康診断受診者は、8,753人で、4人の患者が発見されました。

定期予防接種についても、法改正に伴い、ツベルクリン反応検査をせず、BCGを直接接種する方法とともに、接種対象も出生後から生後6か月未満に変更されました。また、2区においてBCGの個別接種をモデル試行しました。

BCG接種は30,256人でした。

(2) 定期外結核健康診断、予防接種及び精密検査(管理検診)

結核予防法第5条の規定に基づき、結核の予防上特に必要があると認めるとき、結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、勧告を行い、健康診断を実施しました。

また、結核予防法第24条の2の規定に基づき、結核登録票に登録されている者に対して、結核の予防又は医療上必要があると認めるとき、精密検査(管理検診)を実施しました。

ア接触者検診(結核患者の家族及び接触者)

イ管理検診(結核登録者中、医療を受けていない者)

定期外結核健康診断等の受診者は6,246人(うち医療機関委託分414人)、接触者検診での患者発見は3人(うち医療機関委託分0人)で、患者発見率は0.51%でした。なお、家族検診及び管理検診は各福祉保健センターにおいて受診率向上のため、保健師の訪問、文書、電話等により積極的に受診勧奨を行っており、今後も取り組みを継続する必要があります。

(3) 結核医療費公費負担事業

ア一般患者に対する医療(法第34条関係)

市内に在住する主として非感染性の結核患者、又はその保護者からの申請に対し、福祉保健センターに設置した結核診査協議会(市内3診査協議会、毎月2回開催)において申請医療内容の適否について診査を行い、結核医療に要する費用の一部の公費負担を行いました。

イ命令入所患者に対する医療(法第35条関係)

排菌をしているなど結核を感染させる危険の高い患者については、他への感染防止を目的として法に基づき結核療養所等に入所を命じるとともに、医療に要する費用のうち保険が負担した額を差し引いた残額について公費負担を行いました。

ウ結核予防法指定医研修会

結核指定医の診断・治療水準を高めるため、研修会を市医師会との共催で次のとおり実施しました(受講者174人)

平成17年7月12日(火)午後6時30分から午後8時45分まで

場 所 横浜市健康福祉総合センター4階ホール

演 題 「新しい結核対策と課題」

講 師 (財)結核予防会結核研究所 所長 森 亨 先生

工結核対策特別促進事業

簡易宿泊所居住者等が集中している中区寿地区は、結核のり患率が極めて高い一方、発見の遅れや治療中断率が高いなどの地域特性があります。平成12年1月から実施している寿地区DOTS事業では、治療完了率を高め、不完全な治療による多剤耐性結核の防止を図るなど、特定地域におけるDOTS対策とともに、各区においても服薬支援体制を図るため地域DOTSを推進しています(寿地区DOTSにおける平成17年度のDOTS対象者:42人(延べ3,640人来院))

DOTSとは“Directly Observed Treatment, Short course”(直接服薬確認療法)の略で、保健師・看護師等が服薬確認を行います。

外国人やホームレス等、感染及び治療中断リスクの高い対象者への定期健診の実施など、ハイリスク者への結核対策の充実を図っています。

表4-5 新登録患者数(活動性分類)

	総数			活動性肺結核			活動性肺外結核			非結核性抗酸菌症			初感染結核		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
平成15年	928	628	300	787	544	243	141	84	57	102	42	60	156	86	70
平成16年	906	636	270	762	550	212	144	86	58	84	31	53	177	79	98
平成17年	860	598	262	723	511	212	137	87	50						

*非結核性抗酸菌症及び初感染結核は別掲とし、総数に算入していません。

表4-6 年末現在登録者数(活動性分類)

	総数	活動性肺結核	活動性肺外結核	不活動性	不明	非結核性抗酸菌症		初感染結核	
						治療中	観察中	治療中	観察中
平成15年	2,493	956	138	935	602	131	52	115	83
平成16年	2,497	733	146	971	647	99	60	89	88
平成17年	2,702	687	153	1133	729				

*非結核性抗酸菌症及び初感染結核は別掲とし、総数に算入していません。

表4-7 り患率・有病率・登録率(人口10万人対)

	新規登録患者		有病患者		患者	
	患者数	り患率	患者数	有病率	患者数	登録率
平成15年	928	26.3	956	27.1	2,493	70.7
平成16年	906	25.5	879	24.7	2,497	70.8
平成17年	860	24.0	840	23.5	2,702	75.5

表4-8 一般住民定期結核健康診断、予防接種実施成績

年 度	ツベルクリン検査数	B C G 接種数	間 接 撮 影 数	精 密 検 査 数	再精密検査数	発 見 患 者 数
平成15年度	34,521	34,012	40,911	1,272	19	2
平成16年度	36,019	35,170	49,921	1,174	30	2
平成17年度	-	30,256	49,921	1,174	30	2

平成17年度からツベルクリン判定は行わないでBCG接種するように制度が変わりました。

表4-9 定期外結核健康診断、予防接種及び管理検診実施成績

年 度	業 態 者 検 診	接触者及び まん延地区 検診	患者家族 検 診	管理検診	発 見 患 者 数
平成 15 年度	2,256	6,307	1,755	233	18
平成 16 年度	3,017	8,783	1,545	479	20
平成 17 年度	-	5,804		442	3

平成 17 年度は結核予防法改正により、定期外検診の対象者は接触者及び患者家族となりました。

表4-10 結核予防法指定医療機関数

年 度	総 数	医院及び 診 療 所	病 院	訪 問 看 護 入 テ - シ ョ ン	保 健 所	薬 局
平成 15 年度	1,836	992	114	6	18	738
平成 16 年度	1,858	980	110	7	18	743
平成 17 年度	1,649	887	109	9	18	644

第3節 予防接種（集団、個別、健康被害救済事業）

感染症の発生、まん延を防ぐため、予防接種法に基づき、各種予防接種を実施しています。集団予防接種としてポリオ（急性灰白髄炎）の予防接種を福祉保健センターにおいて、また、個別予防接種として三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）、麻しん、風しん、日本脳炎の予防接種を横浜市個別予防接種協力医療機関において実施しました。また、高齢者インフルエンザ予防接種を横浜市高齢者インフルエンザ予防接種協力医療機関において実施しました。

予防接種に起因した健康被害に対する救済措置として、予防接種健康被害救済制度に基づき障害児養育年金 1 件、障害年金 14 件、医療費・医療手当 12 件を支給しました。

表4-11 ポリオ（急性灰白髄炎）予防接種実施成績（対象：生後3～90か月未満 接種回数1回）

年 度	対象人数(延)	接種人数(延)	接種率
平成 15 年度	64,988	64,408	99.1
平成 16 年度	65,084	64,776	99.5
平成 17 年度	63,824	61,389	96.2

表4-12 三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）予防接種実施成績

対象
期：生後3～90か月未満
期：11～13歳未満

年 度	期（接種回数：初回3回 追加1回）			期（接種回数1回）		
	対象人数(延)	接種人数(延)	接種率	対象人数	接種人数	接種率
平成 15 年度	131,302	133,009	101.3	30,901	19,421	62.8
平成 16 年度	131,089	127,558	97.3	30,754	17,647	57.4
平成 17 年度	129,952	124,786	96.0	31,099	16,465	52.9

表4-13 麻しん予防接種実施成績（対象：生後12～90か月未満：接種回数1回）

年 度	対象人数	接種人数	接種率
平成 15 年度	32,494	33,792	103.4
平成 16 年度	32,542	32,450	99.7
平成 17 年度	33,290	30,779	92.5

表4 - 14 風しん予防接種実施成績（接種回数1回）

〔対象：生後12～90か月未満 経過措置：昭和54年4月2日から昭和62年10月1日までの間に生まれた人〕

年 度	生後12～90か月未満			経過措置		
	対象人数	接種人数	接種率	対象人数 (対象者の内、中 学生のみ表記)	接種人数	接種率
平成15年度	32,494	33,423	102.9	-	3,074	-
平成16年度	32,542	34,385	105.7	-	-	-
平成17年度	33,643	39,956	118.8	-	-	-

経過措置は平成15年9月30日で終了しています。

表4 - 15 日本脳炎予防接種実施成績

〔対象： 期：生後3～90か月未満： 期：11～13歳未満
期：14～16歳未満〕

年 度	期 (接種回数：初回2回 追加1回)			期(接種回数1回)			期(接種回数1回)		
	対象人数 (延)	接種人数 (延)	接種率	対 象 人 数	接 種 人 数	接 種 率	対 象 人 数	接 種 人 数	接 種 率
平成15年度	101,536	91,023	89.6	31,261	20,588	65.9	32,282	13,019	40.3
平成16年度	101,701	86,468	85.0	32,989	21,118	64.0	30,524	11,846	38.8
平成17年度	101,598	18,366	18.1	32,517	3,792	11.7	30,663	2,208	7.2

日本脳炎予防接種は平成17年5月30日に厚生労働省から勧告を受けて以来、積極的な勧奨を差し控えています。
また、第 期の接種は平成17年7月29日に廃止となりました。

表4 - 16 インフルエンザ予防接種実施成績（接種回数1回）

〔対象：65歳以上または心臓・腎臓・呼吸器・
免疫機能障害1級に相当する60～64歳〕

年 度	65歳以上または 60～64歳機能障害者			高齢者入所施設入所者		
	対象人数	接種人数	接種率	対象人数	接種人数	接種率
平成15年度	549,929	217,614	39.6	20,437	15,156	74.2
平成16年度	593,600	257,536	43.4	-	-	-
平成17年度	620,700	274,641	44.2	-	-	-

高齢者入所施設入所者への接種は平成16年度に廃止となりました。